

丸亀市避難行動要支援者登録制度について

この制度は、災害時に自力で避難することが困難で、避難支援を必要とする高齢者や障がいがある方などの「避難行動要支援者」を対象に「丸亀市避難行動要支援者登録（変更）申請書兼個別避難計画」（わたしの避難計画）を作成することで、災害時はもとより日頃から地域での助け合いによる支援が受けられるよう体制を整備することを目的としています。

「避難行動要支援者」とは？

丸亀市では、次のいずれかに該当する方を「避難行動要支援者」として、台帳への登録対象者としています。

- ① 要介護3～5の認定を受けている方
 - ② 75歳以上の一人暮らしで要介護1以上の方または、75歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護1以上の方
 - ③ 身体障害者手帳1級または2級の方（心臓または腎臓障害のみ該当の方は除く。）
 - ④ 療育手帳④またはAの方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ⑥ ①～⑤に準じる状態にあり、災害時の支援や日頃からの見守り等が必要と認められる方（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、難病患者など）
- 対象にならない方（台帳への登録不要）
- ・施設等へ入所中の方
 - ・長期入院している方
 - ・避難等において家族等の支援が受けられる方

「わたしの避難計画」とは？

災害の発生に備えて、避難支援者（※1）の情報やどこに避難するかなど、災害時の対応について事前に考え整理しておくために作成する計画のことです。災害が起きた時の避難について、家族や近所の方、避難支援者の方などと話し合っておきましょう。

※1「避難支援者」…災害時に避難誘導等にご協力いただく方のこと

登録までの流れ

「わたしの避難計画」の送付

・新たに対象となり名簿に登録された方に対し、市から「わたしの避難計画」を送付します。

「わたしの避難計画」の提出

・名簿への登録の希望や情報提供に同意する・しないに関わらず、「わたしの避難計画」に記入し、市へご提出ください。

避難支援等関係者への情報提供

・提供された情報をもとに、登録内容の確認等のため、地域の民生委員等がお伺いすることがあります。

登録内容の更新

・登録内容に変更があった場合は、「わたしの避難計画」を市へご提出ください。（随時受付）

制度の仕組み

①「わたしの避難計画」の送付



避難行動要支援者

④日頃の見守り活動・災害時の避難支援や安否確認など

②「わたしの避難計画」の提出



丸亀市

③情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿等の情報提供



避難支援等関係者

災害時は人命の保護を最優先するため、不同意の方や同意の意思表示をしていない方でも情報を提供（※2）

警察、消防、自主防、コミュニティ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、避難支援者 など

※2 不同意の方や同意の意思表示をしていない方を含む名簿は、平常時には封をした状態で各地区コミュニティセンターの金庫等で保管しています。

● ご注意いただきたいこと ●

避難行動要支援者
ご自身・ご家族等

- ・「避難支援者」はご自身やご家族で探していただき、ご本人の了承を得たうえで「わたしの避難計画」に記入してください。
- ・避難行動要支援者名簿に登録すること、および避難支援等関係者へ名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意することによって、災害時の支援が必ず行われることを保証するものではありません。

避難支援等関係者

- ・避難支援等関係者が、避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。ご自身やご家族等の安全を最優先とし、できる範囲で避難支援にご協力ください。
- ・名簿等の情報提供を受けた避難支援等関係者は、法律に基づく守秘義務があります（支援者でなくなった後も同様です）。

地域みんなで
災害に備えましょう！



丸亀市ホームページ

申請書等を
ダウンロード
できます！



丸亀市福祉課	(0877) 24-8873
高齢者支援課	(0877) 24-8831
危機管理課	(0877) 25-4006
消防本部防災課	(0877) 25-4005